

【福島県 農林事務所連絡先】 8:30～17:15（土、日、休日を除く）

農林事務所名	担当市町村名	電話番号
南会津	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町	0241-62-5375
会 津	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町	0241-24-5734
県 南	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	0247-33-2123
県 中	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町	024-935-1367
県 北	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	024-521-2632
いわき	いわき市	0246-24-6193
相 双	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村	0244-26-4305
相 双 （富岡林業指導所）	広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、川内村	0240-23-6084

農林水産物の出荷制限・自粛品目一覧（栃木県 市町別）

	原生しいたけ	原生しいたけ	原木乾しいたけ	原木乾しいたけ	原木くりたけ	原木なめこ	野生きのこ	たけのこ	わらび	くさそてみ	たらのめ	ぜんまい	こしあぶら	さんしょう	うわばみそう (みずな)	もじがさ (しどき)	みょうが	やまぐり
	【露地】	【施設】	【露地】	【施設】	【露地】	【露地】			【野生】	【野生】	【野生】	【野生】	【野生】	【野生】	【野生】	【野生】	【野生】	【野生】
宇都宮市	●※		▲※		●				●		●		●	●				
上三川町	●				●													
鹿 沼 市	●※	●※	▲※	▲※	●	●	●		●			●	●					
日 光 市 (旧日光市・旧今市市)	●※	●※	▲※	▲※		●	●	●	●		●	●	●	●	▲			
日 光 市 (旧足尾町・旧藤原町・旧栗山村)	●※	●※	▲※	▲※		●	●	●	●		●	●	●	●				
真 岡 市	●※		▲	▲	●		●											
益 子 町	●※		▲※	▲			●											
茂 木 町	●※		▲※	▲	●		●						●					
市 貝 町	●※		▲※	▲	●						●		●					
芳 賀 町	●※	●※	▲※	▲※	●													
栃 木 市 (旧栃木市)	●※		▲※															
栃 木 市 (旧岩舟町)			▲※															
壬 生 町	●※	●※	▲※	▲	●	●												
下 野 市 (旧南河内町)			▲	▲														
矢 板 市	●※	●※	▲※	▲※	●	●	●	●※	●		●		●			▲		▲
さくら市	●※	●※	▲※	▲※	●※						●		●					
塩 谷 町	●		▲	▲	●		●				●		●					
高根沢町	●※		▲※		●								●					
那須烏山市	●※		▲※	▲	●	●	●						●					
那珂川町	●※	▲※	▲※	▲※		●	●						●					
大田原市	●※	●※	▲※	▲※	●	●	●	●※	●	●	●		●	●			▲	
那須塩原市	●※	●※	▲※	▲※	●	●	●	●※		●	●		●	●	▲			
那 須 町	●	●※	▲	▲※		●	●	●※		●	●	●	●					
佐 野 市	▲※		▲※		●	●												
足 利 市	●※		▲※		●													

●：出荷できないもの ▲：県の自粛要請 ※：一部解除されているもの

令和7（2025）年12月1日現在

栃木県できのこ・山菜類を出荷、加工、販売される方へ

きのこ・山菜類を

出荷、加工、販売する前に

以下の123の確認及び実施をお願いします。

改めて確認を!!

1 出荷制限等の確認をしましょう

栃木県 出荷制限

- 出荷、加工、販売しようとするきのこ・山菜類の産地と品目に **出荷制限等がかけられていない**ことを確認してください。
- 出荷制限の状況はこちらのチラシ他、県ホームページでも確認できます。



➡加工等に係る原材料としての使用も制限されます！

- ・飲食店での提供や営業用の加工等に係る原材料として使用する場合も出荷制限等がかけられていないことを確認してください。

2 放射性物質モニタリング検査の実施状況を確認しましょう

栃木県 作物別モニタリング

- 県内産の場合**は、きのこ・山菜類の産地・品目の**放射性物質モニタリング検査**が実施され、基準値（100Bq/kg）を下回っていることを確認してください。
- 県外産の場合**は、その県において、その産地・品目の検査が行われ、基準値を下回っていることを確認してください。



➡出荷チェック票を活用しましょう

- ・出荷、加工される方は「きのこ及び山菜類 出荷チェック票」に必要事項を記入し、上記①、②について、チェック票に沿って確認の上、出荷しましょう。
- ・販売される方は、提出された「きのこ及び山菜類 出荷チェック票」の記載内容を確認し、販売可能な商品が確認の上、販売しましょう。

3 販売する際には産地等の表示をしましょう

- パッケージには、「品目名」のほか、「**産地（市町名）**」、「**栽培**」か「**野生**」かの**区別**を表示しましょう。
- 産地は採取地を表示しましょう。



（表示例）

問 合 せ 先

農産物・栽培の山菜

- 農政部農政課
- 河内農業振興事務所
- 上都賀農業振興事務所
- 芳賀農業振興事務所

028-623-2288
028-626-3061
0289-62-5236
0285-82-4720

- 下都賀農業振興事務所
 - 塩谷南那須農業振興事務所
 - 那須農業振興事務所
 - 安足農業振興事務所
- 0282-23-3425
0287-43-1252
0287-23-2151
0283-23-1455

きのこ類・たけのこ・野生の山菜

- 環境森林部林業木材産業課
- 県西環境森林事務所
- 県東環境森林事務所

028-623-3274
0288-21-1229
0285-81-9004

- 県北環境森林事務所
 - 県南環境森林事務所
 - 矢板森林管理事務所
- 0287-23-6365
0283-23-1443
0287-43-1439



御記入いただいた個人情報は、きのこ及び山菜類出荷に関する安全確保の取組のために使用し、それ以外の目的には一切使用しません。